

賞 与 規 程



株式会社リツアンSTC

リッアンSTC 賞与規程

第1条(目的)

この規程は、リッアンSTC 株式会社就業規則に基づき、社員の賞与について定めたものである。この規程はパートタイマー、嘱託社員等には適用しない。

第2条(賞与の支給対象者)

賞与は、会社の定める要件を満たした者(入社4年目以降の社員で、かつ、会社の定める「改定プロフェッショナル契約」を締結した社員)及び会社がそれと同等の能力または適正を有すると判断して特別に認めた者に支給する。

第3条(按分支給対象者)

前条の規定にかかわらず、「改定プロフェッショナル契約」移行後4ヶ月を経過しない者には、賞与は、計算対象期間中の総所定就業日数の割合に応じてこれを支給する。

支給日現在、「改定プロフェッショナル契約」を締結した社員として、在籍していない者についても同様とする。

第4条(賞与の除外対象者)

第2条の規定にかかわらず、出勤停止以上の懲戒処分を受けた者は支給対象から除外することができる。

第5条(賞与の支給回数)

賞与は原則として年3回、会社の業績と個人の勤務成績を勘案して支給する。

第6条(賞与の支給時期)

支給時期は原則として以下のとおりとする。但し、状況によっては支給時期を変更することがある。

- (1)夏季賞与 毎年7月の給与支払日
- (2)冬季賞与 毎年11月の給与支払日
- (3)期末賞与 毎年3月の給与支払日

第7条(賞与の計算対象期間)

賞与を計算するにあたり、出勤率および実績評価等の計算対象期間は以下のとおりとし、評価時期は計算対象期間ごとにその末月とする。

- (1)夏季賞与 3月より6月までの4か月間
- (2)冬季賞与 7月より10月までの4か月間
- (3)期末賞与 11月より翌年2月までの4か月間

区分	計算対象期間	支給時期
(1)夏季賞与	3月1日～6月30日までの4か月間	7月の給与支払日
(2)冬季賞与	7月1日～10月31日までの4か月間	11月の給与支払日
(3)期末賞与	11月1日～翌年2月28日(29日)までの4か月間	3月の給与支払日

第8条(賞与の原資)

賞与の原資は会社業績に応じて決定する。

第9条(賞与の構成)

社員の賞与は、基本賞与と業績賞与に区別して計算し、合計して支給する。

第10条(基本賞与)

基本賞与は、賞与原資を基に、会社が定める人事評価および貢献度等(「個人評価」)を考慮した賞与算定基礎額をもとに配分する。

第11条(業績賞与)

業績賞与は、会社の業績を重視しつつ各人の「個人評価」に基づいて、「対象期間内の各人の売上や客先評価を元にした各人の業績評価」をも考慮して、個人別に会社が定める業績賞与配分指数を乗じることにより配分する。

第12条(基本賞与と業績賞与の割合)

基本賞与と業績賞与の割合は 70%:30%を基本とするものとし、以後、都度、別に定める。

付 則

付則第1条(基本賞与と業績賞与の割合)

第12条の規定にかかわらず、移行期間における措置として、当面の間(最低1年以上の期間)、基本賞与と業績賞与の割合を100%:0%とするものとし、以後、都度、別に定める。

付則第2条(補正比率)

会社の定める改定前「プロフェッショナル契約」から本賞与規定の適用される改定後の「改定プロフェッショナル契約」へと移行した者に関しては、上記により算出した基本賞与と業績賞与の合計額が、計画した賞与配分合計額および各人の貢献度に応じた従来(令和4年1月11日施行前)の「プロフェッショナル契約」における年間の還元額と乖離する場合は、一定期間、算出の賞与配分合計額と計画業績賞与配分合計額との比率(補正比率)を求め、各人の算出賞与配分額にその比率(補正比率)を乗じることとする。

付則第3条(補正の例外)

付則第4条に定める施行日より1年を経過した日以降は、出勤停止未満の懲戒処分を受けた者もしくは第11条の「個人評価」を勘案したところ著しく評価が悪い者については、第12条の規定をそのまま適用し、附則前2条の規定による補正を施さないことができるものとする。

付則第4条(施行日)

この規程は令和4年1月11日より施行する。